

行政法講評メモ

第1 総評

- ・ 書いてあることは間違っていないのですが、議論の流れが悪く、何とも読みにくい印象を受けました。
- ・ 一つの論点で、「しかし」等の逆説で流れを二転三転させると非常に読みにくくなる原因になりますので、やめたほうがよいと思います。
- ・ また、「とすると」や「よって」、「したがって」等の接続詞では、接続詞の前に理由となる説明があつて、接続詞以降には結論を述べる文章がくるはずです。このような使い方がなされていないと、文章を書くことを職業にする専門家や学者は強烈に違和感を覚えます。改めたほうがよいと思います。

第2 内容面について

- ・ 平等原則や比例原則違反は裁量論の問題ではないと理解すると思います。つまり、行政は法令に違反する裁量はないので、平等原則・比例原則という法の一般原則に違反するかの検討は裁量の範囲として検討するべきではないと思います。（要件裁量でも効果裁量でも同じです。）なお、この考え方は、会社法の経営判断原則においても同様です（会社役員に違法な経営判断をする裁量は認められない。）。そのため、書いてあることは概ね正しいのですが、全体の論旨がぶれているように感じました。
- ・ 設問2の（2）での効果裁量に関する論述は、非常によくできていました。